

○国立大学法人筑波大学附属図書館図書館間相互貸借規程

〔平成16年5月27日〕
〔法人規程第38号〕

改正 平成17年法人規程第38号

平成27年法人規程第5号

国立大学法人筑波大学附属図書館図書館間相互貸借規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学附属図書館規則（平成16年法人規則第22号）第6条第2項の規定に基づき、附属図書館と他大学等の図書館等との間で行われる図書館資料の現物貸借及び文献複写（以下「相互貸借サービス」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(相互貸借サービスの範囲)

第2条 附属図書館が相互貸借サービスを行う他大学等（外国の大学等を含む。）の図書館等の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大学、短期大学及び高等専門学校の図書館
- (2) 国立図書館
- (3) 公共図書館
- (4) 学術研究を目的とする研究所の図書館
- (5) その他附属図書館長が適当と認めた図書館等

(対象資料)

第3条 現物貸借における貸出しの対象となる図書館資料は、国立大学法人筑波大学附属図書館利用規程（平成16年法人規程第37号。以下「利用規程」という。）第7条第4項の表に規定する個人貸出のうち一般貸出の対象となるものとする。ただし、次に掲げる図書館資料を除く。

- (1) 新刊書その他容易に入手できるもの
 - (2) 劣化又は破損の著しいもの
- 2 文献複写の対象となる資料は、次に掲げる資料以外の図書館資料とする。
- (1) 貴重図書
 - (2) 準貴重図書
 - (3) 視聴覚資料
 - (4) 劣化又は破損の著しい資料

(利用者)

第4条 相互貸借サービスを依頼することができる者は、利用規程第3条第1号から第3号までに規定する者とする。

(依頼方法等)

第5条 相互貸借サービスの依頼に関する申込み方法、料金、及び支払い方法については、依頼を受ける他大学等の図書館等の定めるところによる。

(他大学等の図書館等からの申込みの受付)

第6条 他大学等の図書館等から相互貸借サービスの申込みがあった場合は、第2条及び第3条の定める範囲内において、これに応じるものとする。

(料金)

第7条 相互貸借サービスに係る料金は、法人細則で定める。

2 前項の料金は、貸出資料及び文献複写物の引渡し（郵送の場合には発送）の都度通知するものとする。

(請求書の発行)

第8条 請求書は、相互貸借サービスの申込みがあった他大学等の図書館等に対し、当該月分について、翌月の10日（引渡しが3月に行われたものについては年度の末日）までに発行するものとする。ただし、国立情報学研究所の提供する ILL 文献複写等料金相殺サービスにより料金の相殺を行う機関については、この限りではない。

(料金の納付)

第9条 相互貸借サービスに係る料金は、後納するものとする。

2 納付された料金は還付しない。

(貸出冊数)

第10条 相互貸借サービスに係る貸出冊数は、1図書館あたり5冊以内とする。

(貸出期間)

第11条 相互貸借サービスに係る貸出期間は、郵送に要する期間も含めて、国内の大学等の図書館等に対しては30日、外国の大学等の図書館等に対しては42日以内とする。

(損害賠償)

第12条 相互貸借サービスで貸し出した図書館資料は、貸出しを受けた図書館が責任をもって利用に供するものとし、貸出期間中に汚損、破損、又は紛失したときは、利用規程第16条の規定を準用するものとする。

(雑則)

第13条 この法人規程に定めるもののほか、この法人規程の実施に関し必要な事項は、部局細則で定める。

附 則

この法人規程は、平成16年5月27日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平17.3.24法人規程第38号）

この法人規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平27.3.3法人規程第5号）

この法人規程は、平成27年4月1日から施行する。